

# 第1回鴨川府民会議 概要

1 日時 平成20年2月27日(水曜日) 午後1時30分から午後4時35分まで

2 場所 京都府公館レセプションホール

3 出席者(公募、有識者メンバーについては五十音順。敬称略)

公募、有識者メンバー

内田正明、大牟田英子、川崎雅史、河野真典、北村保尚、金田章裕、楠田恭一、金剛育子、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、新川達郎、西村淳暉、二條雅莊、平石達生、細田茂樹、堀正勝、丸毛静雄、三谷桂和

行政メンバー

京都市 高嶽喜代彦(文化市民局市民生活部地域づくり推進課担当課長) 山本和夫(建設局建設企画部担当部長)

京都府 荒賀正巳(府民労働部NPO協働推進室長) 仕名野裕(土木建築部公園緑地課長) 小泉和秀(京都土木事務所長)

京都府知事 山田啓二

事務局 京都府土木建築部(森田部長、森治水総括室長、山崎河川整備管理室長、山田河川整備管理室副室長ほか)

一般傍聴 2名

報道機関 3社

## 4 内容

### (1) 開会あいさつ

山田知事

鴨川府民会議のメンバーの皆さんには、第1回の会議にご列席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。そして、鴨川条例の検討のときから携わっていただいた方々も今回たくさん来ていただいております。皆様のおかげで、ようやく鴨川条例ができ上がり、その中でこの府民会議を開催する日を迎えたことを、本当にありがたく、お礼を申し上げたいと思います。

鴨川につきましては私が今さら述べるまでもないのですけれども、京都にとりまして、特に京都市にとりまして、一つの中心を成す象徴的な存在だと思っております。町の潤い、環境、文化。まさに市民の生活の中にこれほど溶け込んでいる川もないのではないかなと思っております。そ

うした鴨川を府民の皆さんとともに、皆で協働して守っていきたいということで、鴨川条例を制定させていただいたわけであります。

鴨川条例は、治水面から景観まで、さまざまな内容を含んでいるわけでありますけれども、正直申し上げまして、すべてが検討し尽くされたわけではないと思います。いろんな規制につきましても、これで鴨川が万全かという、そんなことは多分ないのだろうと思います。今でも多くの課題を抱えておりますし、さらに条例では書けなかった、書いていない課題もたくさんあるのが現状だと思っています。

ただ、条例を作るときにも議論しましたけれども、そうした課題につきましても、少しは走りながら考えていかざるを得ないのではないかと。まず最初に骨格になる条例を作って、そしてその条例の中にこの鴨川府民会議を位置づけて、条例ができた後に、そこでもう一回練って、鴨川条例を進化させようではないかということになりました。進化させるというと聞こえはいいのですが、まだ十分ではない条例だということを皆が認識していることも事実だと思っております。それだけに、この鴨川府民会議のメンバーの皆様のごこれからの議論というのは、鴨川の行方にとって、非常に大きな意味を持つと私は思っております。

どうか、これからも鴨川が皆さんとともに京都の多くの方々のご生活にとって、ずっとなくてはならない、本当に素晴らしい場所として持続できますように、皆様方の積極的な議論を心からお願い申し上げます。

ちょっと私、公務の関係で、このあいさつをしてメンバー紹介が終了しました後にすぐ退席となりますけれども、中身については後でしっかりと拝見をして、十分にそしゃくしながら皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございます。

## (2) メンバー紹介

事務局（森治水総括室長）

ありがとうございました。

本日は第1回の会議でございますので、ご出席いただいております皆様をご紹介させていただきます。「第1回 鴨川府民会議出席者名簿」の順で、現職、お名前をご紹介させていただきたいと存じます。

なお、本日はサリー・マクラレン様はご欠席と伺っております。また後日、ご本人がいらっしゃったときにご紹介をさせていただきます。

〔名簿に沿ってメンバーを紹介（割愛）〕

山田知事は公務のためここで退席させていただきます。

### (3) 事務局説明

ア 鴨川府民会議発足の経過について・・・資料1

イ 鴨川府民会議の基本的性格について・・・資料2

（割愛）

### (4) 座長選出及び副座長指名

事務局（森）

それでは、議事の4番、座長選出に移らせていただきます。ただいま説明いたしました開催要領にございますように「座長は、メンバーの互選によってこれを定め」「副座長は、メンバーのうちから座長が指名」ということになってございます。互選ということでございますが、座長につきまして、どなたかご意見がおありの方はいらっしゃいませんか。

田中メンバー

田中でございます。

僭越でございますが、金田メンバーにお願いしたいと思っております。鴨川条例の検討会、あるいは条例案の作成、そして今回の府民会議の準備会、ずっとご尽力をいただき、そしてまとめてきてくださいました経緯もございますので、これからこうした府・市民に開かれた府民会議を推し進めていただける適任者だと私は思っております。

事務局（森）

はい、ありがとうございました。金田様というご意見でございますが、ほかにご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご異議がないようでしたら、金田様に座長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

事務局（森）

ありがとうございました。それでは、金田様に座長をお願いさせていただきたいと存じます。早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになってございます。金田様には座長就任のごあいさつをいただきました後、副座長をご指名していただき、その上で議事進

行をお願いしたいと存じます。

それでは金田様、議長席に移っていただき、よろしくお願いいたします。

金田座長

失礼いたします。私が適任であるかどうかはちょっとわからないのですが、ご指名に与りましたので、座長を務めさせていただきたいと思っております。

あいさつをしるということなのですが、実際に、鴨川条例を策定するための準備の会合とか、この府民会議のあり方などについて検討してまいりまして、私が思っているようなことは先ほどのスライドの説明でありましたとおりでございます。それに特につけ加えることはないのですが、その中で出てきていなかった言葉で申しますと、鴨川というのは、もちろん油断をするととんでもない災害をもたらすこともあり得るわけでございますけれども、それを除けば、市民と非常に強く結びついた、1000年以上も結びついた形で展開した川であり京都とは切っても切れない関係のある川でございます。そういったものを私は大切にしたいという思いでは一貫しておりますし、皆様のご協力を得ているんなご意見をいただいて、必要なことは府政に反映させていただこうと、そういう趣旨でございます。

鴨川は、河川敷ではございますけれども、これは公共の空間として、都市公園に準ずるものとして扱っていくのがよろしいのではないかと考えております。都市公園そのものではないのですが、それと同じような状態のものとして扱っていくのがよろしいのではないかと考えております。

例えば、イギリスなどでは田園空間そのものを、都市の住民あるいは外部から訪ねる人たちがどのように見てどのように向き合っていたらいいのかということ、カントリーコードという名前でいろんな規定をしたり、またそれも改正をしたりしているわけですが、そういった啓発活動を非常に丹念にやっております。日本でもそういうことは必要なのではないかなと思っております。当たり前な存在だというふうになってしまうので、当たり前を大切にしていこうという姿勢で考えていければありがたいなと思っております。

これは結論を出す会ではございませんが、意見交換のプロセスそのものを府の方できちっと受けとめていただいて、今後の施策に反映していただくという、そういう趣旨でございますので、考え方によっては、より有効な形で取り上げていただける可能性が高いと理解をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

早速でございますが、副座長は座長の方から指名させていただくということになっておりますので、私の独断でございますが、指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、同じ穴のむじなと申しますか、鴨川の向かい側におります川崎先生に副座長をお願いできたらありがたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

ここに副座長席が準備してありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから、何かちょっと一言、ごあいさつをいただけたらありがたいです。

川崎副座長

ただいまご指名に与りました京都大学の川崎でございます。大変若輩でございますけれども、大役が十分に務まるかどうか、私も心配でございますが、皆様のお力をお借りしまして、何とか頑張っていきたいと思っております。

私も、鴨川条例検討委員会、それから府民会議の準備委員会等に参画させていただいております。特に私の専門は景観で、景観設計とか都市デザインとかをやっております。先ほど座長の方から言われました、川と都市との密接な関わり、人と自然との関わりとか、その中で育まれてきた文化等、歴史的な側面から非常に十分な場所を提供してきたという鴨川について、事務局の方からもご指摘がありましたけれども、思いっきり意見を発散してもいいということでございますし、むしろ発散する中でいろんな特有のアイデアが出てくると私も考えておりますので、どうぞ皆さん方のご指導とご教授をよろしく願い申し上げます。

〔拍手〕

## (5) 意見交換

### ア 鴨川府民会議の進め方について・・・資料3

金田座長

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただけてよろしいでしょうか。

そうしますと、まず次第の5番の(1)のところでございますが、鴨川府民会議、この会議の今後の進め方につきましての、基本的なところの共通理解を得ておきたいと思っておりますので、そのところから始めたいと思います。まず、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局(山崎河川整備管理室長)

それでは引き続きまして、私の方からご説明を申し上げます。

〔事務局による資料3の説明(割愛)〕

以上、よろしく願いいたします。

金田座長

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたように、メンバーの任期は丸2年ちょっと、その間の進め方と議事録の件。それから、議題につきましては、「参考」につけてあるのが、今回の公募の中でご提案いただいた内容でございますが、ただ、ここの意見交換自体を府の行政に反映させていただくという点からいたしましても、余り意見が散漫にあちこちうろろろしていたのではどうしようもならないと思いますので、議題を効果的な形で設定させていただいて、それについて意見交換をする形をとらせていただくというのが基本でございます。そして、基本的に事務局の方で整理していただくわけであります。ところで、この資料3の3枚目に「提案用紙」というのがあって、これはいつ出したらよろしいんですか。

事務局（山崎）

すみません。説明が漏れておりました。ご記入いただいて、事務局の方に3月中に届くようにご提出をお願いしたいと思っております。「課題分野」と表示はございますが、あくまでも区分けの目安ということですので、判別がつかなければ、自分がこうだということに丸をしていただいたら結構かなと思います。

金田座長

そうしましたら、3月中に出していただきましたら、それも含めまして検討した上で、第3回以降の議題を決めさせていただくと。もちろん、その議題に必要なと思われることの内容についての資料等の準備は事務局の方でもお願いをすることになるかと思いますが、そういった形でできるだけ有効な議論をしていきたいと考えているということでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。何かご質問あるいはご意見等はございませんでしょうか。

先ほどの知事の話にもありましたが、鴨川条例は、私も自ら関わっておりながらそういうことを言うのは、我田引水で、はなはだ背中の方がこそばゆいのですが、しかしながら鴨川条例というのはある意味で画期的な条例だと思います。問題は、それが有効に機能するようにしないといけないわけでありまして、そのためにもご意見をいただいて、不足のところを補いながら、あるいは場合によっては訂正の必要があれば訂正を施しながら進んでいくというのが基本でありますので、その点について十分お考えを及ぼしいたしまして、ご意見をいただけたらと思います。

いかがでしょうか。今後の進め方につきまして何かご質問がありましたら、どうぞ願いいいたします。ご意見をいただくのが趣旨ですので、進め方は特に異論がなければそれでいいんですが、ここで黙ってお座りいただくというだけでは必ずしもその趣旨が生きないと思いますので、どうぞ積極的にご発言をいただきたいと思います。

どうぞ、はい。

丸毛メンバー

進め方に異論は全然ないのですが、ちょっと質問。1つは、2回目については議題の提案を受けて議論し、3回目以降の議題に反映させるということなのかというのが1点。

それと、根本的なことに戻るようで恐縮なのですが、この会の性格は、結論は出さないとか、また諮問機関ではないので答申はしないと。それで自由な議論がされるというのはすごくいいことだと思うのですが、逆にこの議論がどんなふうに反映されるのか。結果として施策に反映されるというのはすごくいいことなのですが、どういう形でこの議論の結果が反映されるのかが見えるのかなということ。

条例の見直しも、この府民会議の意見を受けて検討するということですが、その場合も、例えばこの府民会議の中の意見で「これについては条例の見直しをしたらどうだろう」というようなことが出た段階で見直しというか、作業に着手されるのか。その見直しについても、そういう手続的なことがどういう関係になっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

金田座長

ありがとうございます。今のご質問、2点あったと思いますが、事務局の方から何か。

事務局（山崎）

まず、2回目以降の取扱いを説明させていただきます。府民会議の開催に当たりましては、今のところ大体2つぐらいの議題をそれぞれ議論していただくと、密度濃く、かつかなり広範囲の議論をしていただけるのではないかと考えております。従いまして、2回目につきましては、まだ確定はしておりませんが、事務局の方で、これまでかなり問題になってきた課題、しかも意見対立が場合によっては存在するような課題の中で、1つを設定をさせていただこうと。それ以外に、今申し上げました提案議題がございますので、それを第2回目ではこの会議の場で公開させていただいて、今後どういう課題をやっていけばいいのかと、この意見交換から始めたいなど。

事務局といたしましては、そのご議論をお聞きさせていただいた上で、やはり、これはもう近々に取り組まないといけないし、意見交換をしていただかないといけないなというところから順番に取り上げていくと、こういうやり方をしていきたいと思っております。

それで、府民会議での意見交換がどのように施策に反映されるのかということでございますけれども、まさにその辺がこれからこの会議がどうなっていくかというところにかかわってくる部分でございます。我々としましては、この府民会議の中で合意形成ができるものは、積極的に施策に反映をしていきたいと考えておりまして、例えば現場の管理の問題ですと、土木事務所の具

体的な工事内容とか管理の仕方、そういうところに反映できるだろうと思っております。

もちろん条例の見直しにも踏み込む必要がございますので、例えば今回の条例の中には、ホームレスの問題ですとか、スライドの中でもございましたが、さまざまな課題がございまして、すべてを盛り込むという形にはなっておりません。そういう議題も取り上げて、場合によったら条例への追加もしていきたい。それで、さらに府民会議で条例の規制も含めて意見交換していただき、「これでは不十分だ」「さらにこういうことをしていかなければならないのではないか」こういうご意見をぜひいただきたい。

後の説明でもございますが、規制はこういう内容でいいのかどうか、範囲はどうなのかと、こういうことも、4月1日から規制をさせていただきますが、検証していただいて、我々の施策に反映をしていきたい、このようなことを考えております。

いずれにいたしましても、この会議で密度濃く、そういう問題についてご議論いただければ、私どもの施策に反映ができると期待をいたしております。

金田座長

今のようなことで、具体的に反映できるものは反映していきたいというお話ですが、そうすると、これはどのぐらいのインターバルが適当なのかわかりませんが、1年に1回とか2年に1回とか、「こういう意見でこういうふうになりました」というようなものをまとめて、いずれかの段階でお話しいただけるといいかもしれませんね。そういうふうを考えてよろしいでしょうか。

事務局（山崎）

はい、そういうふうにしていきたいと思っております。意見交換の場という、場合によったら中途半端な表現にもなりかねませんので、我々の施策の反映がどうなっていくのかということはご報告を申し上げながら進めていきたいと思っております。

金田座長

議題の件につきましては、この条例作成について検討してきた中で、未解決の問題もございまして、そういったものを中心に2回目の議題設定をさせていただく。そのときに、同時に今回提案いただいたものについても皆さんで少し見ていただいた上で3回目以降の議題を決めていく。それでよろしいでしょうか。それではそういうふうにして進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題につきましては、メンバーの方々には議題そのものは事前にお知らせするということとなりますね。ですからそれにつきましては、ご意見がありましたらというよりは、ぜひご意見をご自身でまとめておいていただいて、ご発言をいただけたらと思っております。

ただ、この府民会議のあり方を検討する際に、懇談会の方で事前に考えましたのは、ここにメンバーとしておいでいただける方は、ぜひとも個人の資格で、個人としてどのようにお考えなのかということを中心にしてお話をいただけたらありがたい。つまり、ちょっと表現は適当ではないかもしれませんが、いろいろな種類の団体の利益代表という形にはならない方がよろしいのではないかとこのように考えておりました。その点につきましても、急に、どこで線を引くのかと言われると難しいところはもちろんございますけれども、この場ではとりあえず個人の資格で、個人としてお考えの意見をぜひともご開示いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の進め方につきまして、ほかにご意見はございませんでしょうか。そうしましたら、開会以来1時間余りたっておりますが、10分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。

〔午後2時35分から休憩、午後2時46分再開〕

#### イ 「鴨川四季の日～春～」について・・・資料4

金田座長

再開させていただきます。

『鴨川四季の日～春～』についてでございますが、まず議題の説明をお願いいたします。

事務局（山崎）

それでは、「鴨川四季の日～春～」についてご説明を申し上げます。

〔事務局による資料4の説明（割愛）〕

金田座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。鴨川四季の日というものを今度、特に春ですが、雪の中で春のことを考える、雪が降っているのでさっきから気になってしょうがないのですが、これは考えざるを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。ご意見あるいはご感想も含めて、どうぞ気楽にご発言いただけたらいいと思うのですが。

平石メンバー

これは具体的にはどんなことをやるのですか。

金田座長

どんなことをお考えになっておりますか。事務局の方からちょっと。

事務局（山崎）

今回の取組としましては、桜に着目をしまして、全国発信ができるように、ホームページ上で、写真等も含めて鴨川の魅力を発信したいと思っております。さらに、2つのイベント等もございますので、これらのコマーシャルも含めて、まずはアピールをしていきたいと考えております。ただ、具体的にパレードをすとか、改めてやるということは余り考えていないのですが。府庁内でのコマーシャル、展示等については考えていきたいと思えますし、お祭りの茶店の中でコマーシャルができれば、そのあたりでもパネル等を掲示していきたいなと思っております。

金田座長

ありがとうございます。鴨川茶店に長い間携わって来られました杉江さん、何かご意見、ご感想はございませんか。

杉江メンバー

鴨川茶店につきましては、京都鴨川ライオンズクラブが昭和47年ぐらいからベニシダレザクラを72本植樹していただき、それ以後昭和48年4月から、ことしは第34回になりますけれども、毎年4月の第1週もしくは第2週に、鴨川の河川美化啓発活動としてやらせていただいております。

御存じのとおり、ソメイヨシノ系と違いまして、ベニシダレは1週間から10日ちょっと咲きぐあいが遅いです。それで日持ちもします。去年はちょっとまた時間的に早かったかなと思うたりしまして、今年の34回目は4月の第2週の12、13日でセッティングはさせていただいております。おかげさんで、今では桜の観光名所というか、ツアーのコースにもなっておりますし、全国から多数の方がお見えです。こういったベニシダレのもと、お煎茶、きょうメンバーであります二篠様のお世話になり、そしてからお琴なんか弾いて、優雅な昼間の鴨川の河川美化啓発活動なんです。

私どもの方は、この条例ができることによって、こういった運動の輪が広がるようにと思っておりますし、鴨川の四季は、春夏秋冬、鴨川のそれぞれの顔があるわけですけれども、春はこの鴨川茶店ということで、我々もいろんな催しの内容を変えながら、一人でも多くの方が来ていただくように考えております。

金田座長

ありがとうございます。何かこの四季の日というものにつきまして、どうぞ。

土居メンバー

遊悠舎京すずめの土居でございます。

今、全国に発信するというをおっしゃいました。私は国内外の観光行政官の方を研修担当

させていただくことが多くございまして、先日もロンドンからメールが参りました。イギリス政府の観光行政官が「4月に日本に行くので京都滞在中はよろしく」ということございまして、その京都滞在中のご希望が、1番目に桜を見たい、2番目に日本の精神、京都の心を知りたい、そして3番目に皇室ゆかりの地をめくりたい、こういうご希望でございました。

私は、川というのは山河、山と川が一つ、セットであるというふうに認識をしております。川端康成先生が「山の見えない京都は京都ではない」、そうおっしゃって、昭和40年代、東山魁夷画伯に「今のうちに京都の姿を残しておいてほしい」と言われて、一連の京洛四季の画集ができ上がりました。今も冒頭のパワーポイントが出ました折りに、鴨川は必ず北を向いてお写真が撮られております。私もつい最近父が亡くなりまして、四条大橋を渡りますときに、やはり東向き、西向き、いずれにしましても、北山を見て、そして雪化粧をした山と川に心をなぐさめられました。山と川をセットで考えますと、鴨川の魅力というのは、日本にとどまらず、世界に発信できるものであると考えております。

昨年もドイツからメールが参りましたときに「4月に京都の桜を見て、5月にパリのバラを見たい」、そんなふうなメールが参りました。一番ぜいたくな旅というのが、そのときにしか見られない自然の繊細優美な美を見ることにあるのではないかなと思いますので、どうぞ日本にとどまらず、世界に発信するという認識で、ぜひ英語バージョンをおつくりいただいて、ホームページで発信をしていただければと思います。

金田座長

ありがとうございます。英語バージョンをつくったらいいという課題をいただいております。

平石さん、さっきのご質問は、大体それでよろしいでしょうか。どういうことをするんだという質問がさっきありまして、答えてもらいましたが。

平石メンバー

私なんかすごく不謹慎なものですから、花より団子というか、イメージで。ではないんですね。

杉江メンバー

いや、それもあります。

平石メンバー

ああ、そうですか。それからさっきの、今おっしゃった、英語で発信。できたら、中国語とかハングルも含めてですね。でも、やっぱりおもしろいですね。僕らは当たり前のように、桜とか梅とかをこの時期に楽しませてもらうのですけれども、ああいうものに日本の心を感じていただ

くというのは、また逆にそれで質問されると困ってしまうんですが。いや、大賛成です。英語だけではなくて、中国語、ハングル、できたらフランス語なんかも、あるいはスペイン語ですかね、やっていただければと。大賛成です。

金田座長

今、話をお聞きしていて、私が疑問に思ってしまったのですが、桜とか、年によって開花のピークの時期が違いますよね。今年は4月5日、6日にさくらまつり、それから、12日、13日に鴨川茶店と書いてあるんです。これは毎年固定しているんですか、動くんですか。

杉江メンバー

多少流動します。

金田座長

そうですか。では、この四季の日というのも、年によって動く可能性があるわけですね。

事務局（山崎）

事務局からお答えさせていただきます。

さくらまつり、茶店につきましては土日中心にやられていますので、当然毎年変わってまいりますし、イベントはそれぞれの団体が企画をされていますので、その年々によって変わってくると思っています。

それで、今回はこういう設定をさせていただきましたが、21年度をどうするかというのも、またご報告をさせていただきながら決めていきたいと思いますが、今回、やはりこれでよかろうということになれば、もちろん21年度も続けさせていただく、こういうことになろうかと思っています。

それから、外国語版のコマーシャルについては、ホームページで外国語版のところもございしますので、そこに載せられるかどうか、帰りましてすぐに検討を始めさせていただきたいと思います。

金田座長

ありがとうございます。

ともかく、私どもは3月に卒業式をやって4月に大学の入学式をやるんですが、桜がいつ咲いているかというのは、年によって随分違っていて、相当雰囲気が違うんですが。その辺は相手が気候の話ですから難しいとは思いますが、そういう形でフレキシブルに対応していくということではかやむを得ないわけですね。

ちょっといろんな余計な心配までしておりますが、ほかにご意見やご感想はございませんでしょうか。

どうぞ。

大牟田メンバー

鴨川を舞台にした催しの中に、上賀茂神社の賀茂曲水宴を入れていただきたいと思います。ちょうど西賀茂橋のちょっと北のところ、目印は馬小屋があるところなのですが、そこから上賀茂神社のならの小川のお水を引いています。それで、百人一首でも出てくるならの小川ですけども、その一部の川からお水を引いて賀茂曲水宴を、今年もちょうどこの4月の第2日曜日の鴨川茶店と同じ日にされます。去年も同じ日でした。

それで、この曲水宴はいろんな歌人が来られて、羽觴（うしょう）という木の鳥の形をしたものの上に杯を載せまして、それが来るまでに和歌を一首詠むというものです。この日は斎王代も奉仕なさいましてちゃんといらっしゃいますし、曲水宴はとてもみやびな良い催しだと思います。私はいつもそれを見て、そのときお茶をいただいて、それからずっと歩いて、鴨川茶店のこの催しでおせん茶をいただいて鴨川をながめて、そして優雅な気持ちで半日を終ることにしています。ぜひこの賀茂曲水宴も入れていただきたいのですけれども。

この北大路橋から出雲路橋、出雲路橋から出町までの桜も、ここには書いてありませんけれども、とてもきれいなソメイヨシノです。これは今から100年前の日露戦争の戦勝記念に植えられたのだそうです。とてもきれいです。

それから、京都の桜だったら「見渡せば 柳桜を こきまぜて みやごぞ春の 錦なりける」という古今集の歌がございますけれども、これは出町柳からずっと四条大橋まで、ソメイヨシノと柳がとてもきれいに見渡せます。これは他のところだったらソメイヨシノだけのところが多いのですけれども、京都はさすがに柳と桜がとてもきれいなんですね。これはもうぜひ写真に撮って、京都のとてもきれいな柳と桜をPRしていただきたいと思います。花の回廊も、やっぱり柳と桜が交互に写真に写っておりますし、京都の春はやっぱり柳と桜が同じくらい美しいということです。

この間の日曜日に、お隣の能楽堂で雲林院というお能を見せていただきましたけれども、そのときも「見渡せば 柳桜を こきまぜて」というのが出てきましたので、柳と桜はやっぱり京都の春には大事な景色だと思いますので、ぜひPRしてください。

金田座長

はい、ありがとうございます。ここに書いてある以外にもすばらしい催しがあるから少し考えたらどうかというご提案だと受けとめさせていただきたいと思います。

菅さん、お手が挙がっていたと思います。どうぞよろしく。

菅メンバー

大牟田さんのお話とちょっと関連するのですけれども、鴨川四季の日の開催については大賛成です。それで、鴨川さくらまつり、それから鴨川茶店、2つあるのですけれども、いずれも花が咲いているだけでお祭りになるかと思うのですけれども、具体的に何かイベントというか、催し物があると思うのですが、こういったことをされているのか、ちょっとお教えいただきたいと思うんです。

金田座長

はい、どうぞ。お願いします。

杉江メンバー

来られた方はよく御存じだと思うのですけれども、まず北大路橋と北山橋、右岸ですね、ちょうど植物園を借景として半木の道がございますね。そこに現在ベニシダレザクラが78本やったか、87本か、ちょっと忘れちゃったけど、あるんです。この半木の道の鴨川の河川敷の方にお煎茶の席とお琴の席。そして我々のやっておる鴨川の河川美化の啓発活動、それと色々な環境問題なり府民活動を取り上げた啓発コーナー、そして地域の方の商店街、府下の物産関係の展示即売、そういう催しですね。

それと、毎年大体土曜日の日には、子供たちにも何か感じてもらうということで、平安騎馬隊の子供の試乗会とか、そういったような催しで、一人でも多く鴨川に来ていただき、鴨川の環境保全の大切さをわかっていただくと。そういった催しでございます。

金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

二篠メンバー

鴨川茶店を今年で34回担当させてもらっております。ですから、いつも4月の初め、桜のころですので、私どもでは鴨川の定点観測をしてきたなというふうに、今この会議の場でそういうふうに思っております。

この鴨川についてですけれども、江戸時代に滝沢馬琴という人が京都へ旅しまして、京都によきもの3つあると。鴨川の水とおなごと社寺仏閣と言われたように、そのころから鴨川の水といいますが、鴨川の自然、京都の自然が江戸にも広く知られていた。その象徴が鴨川ではないかなと思います。ですから、我々、この鴨川の自然、鴨川の水を次の代にまで残していく、継承していく運動というものが大事だということで、私はこの府民会議が発足しましたときに手を挙げさせてもらいました。

金田座長

ありがとうございます。今、多くの方々からご意見をいただいているのですが、皆様、基本的に四季の日に賛成というか、豊かな発想にする方のご意見をいただいているのではないかと思います。いかがでしょうか。いろいろ個別にはご意見があるかと思いますが、どの程度、具体的にどうというのはいろんな問題がございますが、基本的にはこの「鴨川四季の日～春～」というのは大変いい催しだけれども、具体的にもうちょっと内容を豊かにする方向で考えた方がいいのではないかとご意見だろうと思います。その方向で進めていただいたらよろしいのではないかとここにさせていただいて、次の議題に移らせていただいたらいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

田中メンバー

一言だけ。すみません、田中です。

鴨川条例第25条で「府、府民、事業者、京都市その他鴨川等とかわる者が連携して行う」四季の日ですが、また日にちについては「知事が別に定める日とする」という条文がある。この鴨川四季の日と府民会議はどういうふうな位置づけでかわるのか、かわらないのか、京都府さんはそのところどういう具合にお考えになっておられるのか。あるいは当日、この行事に対して、府民会議はかわるのか、かわらないのかというところを、少し視点をきちっとしておいた方が。別に府民会議がなくてもこういうPRは幾らでもできるわけなので、府民会議とのかかわり方というか、位置づけをちょっと教えていただきたいと。

金田座長

事務局の方、何かありましたら。はい、どうぞ。

事務局（山崎）

ありがとうございます。四季の日と府民会議の関係でございますが、これは知事が定めることになっておりますので、最終的には私どもで決めさせていただこうと思っております。しかし、府民会議で、きょうもたくさん貴重なご意見をいただきましたし、これからも「こういうのをしていったらどうか」とか「この時期ではなくてもう少し別の時期にしていってどうか」というふうなご意見をいただきながら、四季の日の設定、内容等を詰めていきたいと考えております。どうしても行政側単独でやっていると、まあおもしろくないものがたくさんできてしまうということもございますので、ぜひこの会議の場ではそういうアイデアをいただきたいなと思っております。

それともう1つは、趣旨の方でもございますが、特に連携した取組が今後何かできないかなと

いう思いはございます。府民協働がこの会議のテーマでもございますので、私どもとメンバーの皆さんと一緒にやれるような取組が、この四季の日をめぐってやっていければ大変ありがたいなと考えておりますので、夏以降についてもまたお話をお伺いしたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

金田座長

どうぞ、はい。

北村メンバー

鴨川納涼床協同組合の北村です。

この四季の日というものに、例えば今の連携でいろいろな催し等々を提案いただきたいとおっしゃっていますが、それに対しての何か審査基準的なものというのはお決めになるのでしょうか。何でもかんでもというわけにはいかんと思いますし、またどこまでがいいものでどこから以下は悪いものという、そのレベルというものもなかなか決めにくいものではあると思います。

それで、本当に市・府民が今まで私的にやってきていたいろいろな思い入れの取組、そういったものの中にも、本当に高尚なものもありますし、それから非常に俗っぽいものであっても、それ少しおもしろいのではないかと、人の興味を引くものものもあるかと思うんですね。一概にどこで線を引くかというのも難しいかとは思いますが、大変いい取組だと思いますし、ぜひ進めていっていただきたいのですけれども。

それと、手前のことですが、例えばこれは今、春ということですが、夏となったときには我々の納涼床もその対象になるのでしょうか。

金田座長

そういうことで、問題は今のご提案の中で1つご懸念であるのは、その審査というか基準というか、そういうものはどうなのかという。つまり、こういうものを設定して、いろいろ豊かな内容に膨らませていくといっても、どこまでそれをやるのかというご疑問だと思うのですが、そのあたりは事務局の方で何か考えておられますか。

事務局（山崎）

今のところ考えておりません。ただ、趣旨のところでも申し上げましたが「鴨川・高野川の四季の魅力を全国に発信する」、こういうことで考えてございますので、それができる内容であれば、積極的に考え方を取り入れて取組をしていきたいと考えております。ただ、申しわけないのですが、予算的にはある程度限られておりますので、その中でいろいろ、皆さんのお知恵も借りながら工夫していくことになろうと思っております。

それで、夏についてはこれからですので何とも申し上げられないのですが、冒頭でも申し上げましたが、納涼床というのは鴨川の夏の風物詩ということで、それこそ300年以上の歴史がございますので、そういうものも、先ほど春の日をめぐって貴重なご意見をいただきましたが、生かしていきたいというふうに思っております。

金田座長

どうぞ、はい。

細田メンバー

一つ質問させていただきます。鴨川四季の日、大賛成ですし、それから「鴨川四季の日～春～」も大賛成なのですけれども。鴨川というのは広域に考えてみれば、源流から桂川の合流点までですし、高野川も同じだと思います。鴨川条例に言う鴨川というのはもっと狭いと思うのですけれども。ただ、鴨川というものを見た場合、今回のこの「四季の日～春～」についても地域限定ですね。それで我々も夏のことを考えてもついつい地域限定、三条から四条の間と考えますけど、本来でいえば、鴨川というのはもっともっと広域なんですよ。さっきもお話があった、北山、東山ですか、全部を含めて鴨川ですし、そういったものをトータルした鴨川四季の日というものを考えるべきではないかなと思います。鴨川というものはあくまでも限定した一地域ではないということですね。それだけが1つ疑問に思っていますので、事務局の方もその辺のところを十分考慮していただければなと思います。

金田座長

はい、どうぞ。

土屋メンバー

土屋と申します。

今の鴨川四季の日、すごくいいと思うんですが、2点、そのことで提案といいたいでしょうか、希望を申し上げます。

まず1つは、このせっかくの府民会議があるわけですから、先ほど、横断的に連携を、いろんな組織との連携というお話が出ておりますけれども、それをぜひ活発にやっていただきたい、あるいは我々が推進するのもわかりませんが、例えばウォーキング協会というものがありまして、いわゆる健康ブームで、歩こうという、歩きたいという方が随分いらっしゃるんです。地方に行きますと、非常に参加が高いんですね。ところが京都でやりますと、ほとんどが集まりません。それは、京都というのは、これは他府県からも随分歩きにいらっしゃるのですけれども、ほかに魅力があるということにかまけて、そういうことの、ある種イベントを、活性事業に対す

る努力が足りないのかなという具合に思います。ぜひそういう組織なども誘って、この四季の日にそういうところにも声をかけて、一緒に大きくしていくということがいいのではないのかなと思います。

それからもう1つは、発信するタイミングですけれども、今から4月のところを、特に広域発信をしようしますと、ちょっと余りにも短か過ぎるなど。せめていろんな内容が発信できるのが、少なくとも3カ月ぐらいは要るわけですね、発信をできるような体制。そのためには少し早く取り組むという、そういうことをぜひやっていただければいいなという具合に思います。

金田座長

ありがとうございました。杉江さんいかがでしょうか、はい、どうぞ。

杉江メンバー

今の「四季の日～春～」ということで、鴨川さくらまつりと茶店、そしてさっきの曲水宴の件ですね。それで私思うんですけれども、鴨川流域の関係で桜を軸としたいろんなことを地域でやっておりますので、そういったことも少し拾い上げて、ここの鴨川の四季、春の日の仲間に入れたらどうかと思ったりしております。

たしか、高瀬川がありますね、鴨川の水を取り入れる。あそこが、それから木屋町会というのが春にさくらまつりをやっておりますので、鴨川の支流関係も一つの鴨川という位置づけの中から、こういう鴨川の四季の中に入れたらどうかと思っております。

それと、ちょっと余談ですけど、おとしに撮影しておったJR東海さんが大々的に半木の道をPRしていただいたおかげやと思うんですけれども、昨年、京都市さんの観光、4700万人ですか、来はったということで、結構いろんな電波に乗って、我々も皆行ったので、あれはよかったなと思っております。

金田座長

ありがとうございました。いろいろなアイデアを出していただいておりますので、ぜひとも参考にしていただいて、豊かなものにしていただきたいと思います。

それと、ちょっと気になっておりますのは、北村さんの方からご質問もありました、審査云々というのは考えないとおっしゃっておられましたが、そういうふうに残りかたく考えるとまた問題ですが、基本は鴨川条例にあるように、鴨川の景観と環境とか、そういったものを大切にするという方向性で、その方向に合うものは何も拒絶する必要はないわけですし、大いに踏み込んでやっていただけたらいいと思いますし、範囲も、名前は鴨川でしょうけれども、それに協賛をしてやるということであれば、そちらの方の方々がご希望であれば、それでいいのではないかなと

思います。そのあたりはフレキシブルに考えるところと、鴨川条例の趣旨を軸にしてお考えいただくところと、その2つを、2つぐらいだけの事項をつくっておいていただいて、余り堅苦しくお考えにならないのがよろしいのではないかと。

ただ、例えば一方で、この後の話になると思いますけれども、バーベキューの異臭とかですね、あるいは花火などの問題とか、そういう住民の生活環境にかかわる部分というのもありますので、そういったところとのそごを来さないようなことはお考えいただく必要があると思うのですが、その辺のところを考えながら、可能であれば、余りかたく考えない方がよろしいのではないかと思います。いかがなものごさいますでしょうか。

それでは、この件につきましてはまだご意見がございいますか。

杉江メンバー

これは四季の日のことということでいいでしょうか。

金田座長

はい、どうぞ。

杉江メンバー

四季の日としてのPRということなんですが、以前、鴨川流域懇談会のところでも出ておったのですけれども、鴨川の歌をつくったらどうかという話が出ておりました。それにつきましては、手前みそなんですけれども、今から二十七、八年前に当会がつくった歌がございいます。今日は参考にコピーはしてきたんですけれども、まあ今後のテーマとして考えていただいたらいかがかなと思うんです。

それと、PRにつきましては、鴨川の、今は春ということなんですけれども、四季折々の写真のコンテストとか、それから子供たちによる絵画コンクールとか、そういうような形で、何か鴨川との関わりをもっといただくような方法はいかがなものかなと思うのですけれども、四季の日として、今後のテーマとして取り上げていただいたらいかがかと思っています。

金田座長

どうぞ。

西村メンバー

西村と申します。

この鴨川四季の日については大賛成でございいます。今までいろんなご意見を伺ってしまして、内容についてはいろいろご意見があったわけですが、少し、先ほども一部の方が言っておられましたけれども、このPR手段ということを考えなければいけないと思います。

今お聞きしておりますと、府のホームページあるいはまた府庁の写真展示、そういうのを具体的な案として出されておるわけですが、これにとどまらないと思うのです。例えば、御存じの方が多いと思いますが、五山の送り火をNHKさんが一つの番組として放映されました。今まではニュースの一部として、民間放送にしる、公共放送にしる、全国的に放映されていたのが、ああいった形で1時間以上の番組となりますと、PR効果があり、その内容が非常に参考になる。桜につきましても、御存じのように、4月には必ず鴨川の出雲路橋の上流の半木の道やシダレザクラが断片的に放映されます。そうではなくて、今からじゃ遅いとは思いますが、やはり一つの番組としてそういったものが放映されるということが、非常にPR効果としては大きいのではないかと。

そういった意味合いで、夏のことを今から考えていく必要がある。あるいはまた秋のPRをどうするか、冬をどうするのかという観点から考えないと、今、桜がもうそろそろつぼみが、ヤエザクラはもうそろそろ咲き始めると思います。この時期になってどうしようかなんていうようなことでは遅過ぎると思います。

ましてや先ほど、国際的なPRとか、あるいはまた全国云々、こういう観点からしますと、もう市民だけが、あるいは府民だけがではなくて、国全体がやる桜の景観というふうに思うんです。そういった面で事務局がどうお考えか、ちょっとお聞きしたいんですが。

金田座長

どうぞ、何かありましたら。

事務局（山崎）

特に今ご指摘がありましたように、時期の問題、その辺はおっしゃるとおりであると考えております。今回、立ち上げが2月末になりまして、春の日というのは遅くなっております。できるだけ早くご提示ができるように、これから事務局案についても、できるだけ早くできるように考えていきたいと思っております。

重ねてお願いでございますが、これから府民会議でも四季の日をお話しいただきたいと考えておりますけれども、あわせて、今、大変貴重なご意見をいただきましたので、できるだけ、今後のPRについてはそういうものを取り入れながらやっていきたいと思っておりますし、どしどし意見をいただきたいと思っております。

さらに踏み込んだお願いなのですが、私どもの方で設定をさせていただけるという上での話ですけれども、例えば夏の日を設定をさせていただいた場合に、「私としてはそのアピールに向けて、個人的にビジョンはあるけどこんな取組はできるのかな」ということも含めて、ここはぜひご

意見をいただいて、充実した四季の日にしていきたいというふうに考えております。

金田座長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

内田メンバー

春の日の設定、大賛成でございますが、もう1つ、今は春、桜メインの話。今まで、桜を先輩方にお植えいただきまして、30年、50年たって、そしてこの木が活用できて、またいろいろ楽しみができるということなんですけれども。次の世代に対してやっぱり桜をどのように植え育てていくか、別のところに延ばしていくとかかですね、そういうことを考える必要があるのではないかと思います。また部署がどういうふうになるのかわかりませんが、そういうことを考えていただきたいと思います。

もう1つは、今、京都府の取組で、半木の道の桜の件ですけれども、あれはぜひとも京都府の植物園と一緒に考えていただけないかと思っています。地域でいいますと、私も含めまして皆さんお楽しみになる方が非常に多いんだと思います。

金田座長

はい、どうぞ。

丸毛メンバー

京都府の方、お金がないということで、府のホームページに掲載でPRになっているかとは思いますが、今、皆さんのお話を聞いていても、一年中何かの日とか記念日があるわけですので、その中に埋没しないで、この趣旨に書かれているような、歴史と文化に関する理解を深めたりとか、河川愛護意識を醸成する取組を、それをやる契機になるような日とするためには、やっぱり何か仕掛けが要る。鴨川の四季の歌の話もありますけれども、例えば四季ですから、俳句とか短歌とかに合わせてやるとか、何かちょっと違うぞというような仕掛けが要るのではないかと思います。これはそんなにお金をかけなくても、ソフト面で何かできそうな気もするのです。今回はちょっとあれかもしれませんけれども、そういうことも考えていっていただきたいなと思います。

金田座長

はい、ありがとうございます。いろいろなご意見をいただきまして、アイデアもいただいて、相当な豊かな、これを全部うまくやっていくということになりますと大変だとは思いますが、しかし豊かな内容になるよう、発想して、アイデアをさせていただいていると考えさせていただきたいと思います。

## ウ 鴨川利用の在り方について・・・資料5

金田座長

実は、余り時間を区切ってしまうとまずいのですが、もう1つ議題がございまして、そちらの方に移らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日の議題の最後ですが、「河川事業の在り方について」ということで、鴨川条例にともなう規制内容のことについていろいろとご意見をいただきたいということです。まず、ご説明をお願いします。

事務局（山崎）

それでは、資料5に基づきまして、河川利用の規制内容につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

〔事務局による資料5の説明（割愛）〕

金田座長

はい、ありがとうございます。この鴨川条例に基づきまして、幾つかの規制を新たに設定することのご説明をいただきました。何かご感想、ご意見がございましたら、お願いをいたします。あるいはご質問でももちろんよろしいです。はい、どうぞ。

川崎副座長

自転車の4月からの規制のスタートなのですが、これは実際にスタートすると、出町柳のあたりだとか、このあたりの自転車は、今回の場合は河川区域内に置かれたものなのですが、恐らく道路にかなりその部分が出てくる予測はされますので、そういう意味で、道路の方は京都市の方の管轄だと思うんですが、京都市の方のこういう取り締まりとうまく連携させていただかないと、恐らく最初の1カ月、2カ月ぐらいは大分違反者が川からこの町の方に出てくる可能性があるのがちょっと気になるところでございます。

それからもう1つ、河川環境の保全区域ですが、先ほどのご説明ですと、幅は河川区域から道路、それから民家と、この写真の雲ヶ畑の集落なんかの形でいきますと、幅はそれぞれの道路状況に応じて境界線を明確に決められているんでしょうか。大体何メートルぐらいの範囲かということの設定されているかどうか。そのあたりちょっと教えていただきたい。

金田座長

はい、お願いします。

事務局（山田河川整備管理室副室長）

1点目の放置自転車対策における京都市との連携についてですけれども、ご案内のとおり、河

川区域以外のエリアについては京都市さんが対応されておりますので、4月1日からの鴨川河川区域における京都府の施策は、京都市さんの所管の部局とよく調整をとって、撤去日等の調整も図っていきたいと考えております。

それから2点目の鴨川環境保全区域のエリアについてですけれども、写真をごらんいただきますと、雲ヶ畑集落の上の辺りの府道の法肩（のりかた）と鴨川との間のところが鴨川環境保全区域でございます。それと、この道路の対岸につきましては、道路の高さと同じ高さでもって対岸をにらみまして、その山肌のところと鴨川との間が鴨川環境保全区域ということになります。

以上でございます。

金田座長

どうぞ。

川崎副座長

今の河川保全区域の説明でいきますと、今のそういう区切り方でほぼ現状、土砂流出を守ることができると。将来、例えば道路側の、今線を引かれた部分以外のところから土砂流出が来た場合に、それを防止する意味での河川区域はまた見直しだとか、そういうことで対応するというお考えでよろしいでしょうか。

事務局（山田）

過去、道路と鴨川との間で土地の形状変更行為がなされまして、それが鴨川の中に土砂流入を招いたというような問題事例がございましたので、現在、大体こういう網をかけておけば、これまでの状況を踏まえますと、おおむねいけるのかなと考えてございます。ただ、今後どういう状況になるかわかりませんので、そのときには範囲の変更等も考えていかねばならないと考えております。

以上です。

金田座長

これは鴨川の環境を維持するため、あるいは守るための大変重要な施策だと思うんですが、どうぞ。

杉江メンバー

放置自転車のことなんですが、先ほどお話が出たように、4月1日からスタートすれば、恐らく鴨川の河川敷に放置することなく、道路の方に行くと思います。一時、京都市さんの方が使用地域を制限なさったときに、一気に鴨川の方に自転車が置かれたということもありました。今度はその逆をいくのかなと思っております。

1つ聞きたいのは、今府は、京都市さんの自転車の処理の仕方に準ずるとおっしゃっていました。これはある一定期間保管して、取りに来なければ処分ということなんです。京都市さんが同じような形で、ある一定期間預かって、取りに来れば、費用を何ぼか払うたら所有者に戻すということなのですが、所有者が来ない場合は、処分なされた場合において、それは処分で所有者の権利がなくなるのか、権利はそのまま、物自体が、処分ということであれば消滅するものかということをお聞きしたいなと思っております。

金田座長

はい、どうぞ。

事務局（山田）

ちょっと法律的なお話になるかと思うのですが、まず、京都府が自転車を撤去いたしまして、そして返還の請求がありましたら、先ほど説明がありました負担金を払っていただいて、本人さんにお返しをいたします。しかしながら、6カ月経過してもとりに来られない場合には、京都府において処分をいたします。処分の具体的な内容は、売却もしくは廃棄というスタイルで行います。

それで、ご質問の所有権の話ですが、ここが京都市さんが行っておられますと根本的に異なるところなのですが、京都市さんの場合は自転車等に関する法律がありまして、撤去後6カ月後したときに、その所有権が京都市に移るという規定がございます。ですので、京都市さんは、撤去してから4週間たったときに自転車を売却等されると聞いております。それで、売却代金については、そのまま京都市さんが預かっておかれて、その後返還請求に来られた場合には、その代金を本人さんにお返しされる。そして、6カ月たつてとりに来られない場合には、そのお金が京都市さんに帰属するということになってございます。

しかしながら、京都府の鴨川条例で行いますと、こういう法律の裏打ちがございませんので、あくまで所有権は自転車を放置された方にそのまま残ってしまいます。ですので、京都府においては4週間程度で売却してしまいますとその自転車の所有権を侵害したことになるので、6カ月は自転車の姿のままでいつでも本人さんにお返しできるようにしながら、保管を行うものです。そして、本人さんに通知を試みても一向にとりに来られないということであれば、6カ月たった時点で本人さんが所有権を放棄されたというふうにならざるを得ず、京都府において売却もしくは廃棄という手続をとるものでございます。

以上です。

金田座長

法律上の手続でございますが、よろしいでしょうか。

杉江メンバー

はい、わかりました。そうすると、期間が、京都市さんの場合は今4週間で、今度の鴨川条例においては6カ月期間猶予を見て、あと所有者が出てこなければ、それは京都府の方で処理すると、イコール権利を放棄するという位置づけでいいんですね。

今後、結構新しい自転車もあると思うんですね。それで、何かリサイクルできるような方法であれば、今の鴨川条例の中に鴨川基金ということもあったので、何かそういうように活用できるような要因があるのやないかと思っております。

金田座長

はい、どうぞ。

大牟田メンバー

すみません、罰則規定の前に駐輪場をつくれぬものなののでしょうか。やっぱり責任上、これから自転車は多くなると思いますし、罰則規定の前に駐輪場をつくっていただきたいと思います。検討委員会のときにも傍聴席からそんな意見が出ていたと思いますが。どんなものなののでしょうか。勝手な言い方なんでしょうか。

金田座長

駐輪場に関しましては確かに問題は、駐輪場が少ないというご発言はあるのですが。どなたかご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

土屋メンバー

私のちょっと勉強不足ですけれども、これは放置がだめで、乗り入れはいいのですか。

金田座長

ちょっと事務局の方で正確に説明をお願いします。

事務局（山田）

自転車については、乗り入れは禁止いたしておりません。それを放置することについて強制的な移動をこちらで行うということです。

続いて、先ほどの駐輪場のお話なのですけれども、条例の検討委員会の中でもそういうご指摘をいただきました。基本的に駐輪場等の放置自転車対策については、京都市域においては京都市さんが対応をされているものと考えております。鴨川の河川区域において、なぜ鴨川条例でやるのかということについては、1つは、河川敷で自転車が放置されていること自体が治水上大変な

問題で、万一高水敷まで水が上がってくれば、川の中を自転車が暴れ回るというような事態がありますので、緊急避難的に京都府においてこれを行うということ。それと、快適な利用を確保するために、どうしても京都府として放置自転車はよろしくないということで、京都府でやむを得ず対応するものです。

駐輪場対策が根本的には必要だということは存じ上げておりますし、その中で、京都市において大変ご苦勞なされて、いろんな手立てが講じられておりますので、京都府としても、駐輪場の確保について、府として協力できる範囲でしていきたいというスタンスであります。

以上でございます。

金田座長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

河野メンバー

鴨川環境保全区域についてなんですけれども、最上流で、この「鴨川起点」というところで区切られているのですが、この地点で区切る理由は何なのかということがちょっと気になりました。ここを歩いてみるとすごく中途半端な感じがして、ここよりも上流にも住んでいる方はおられますし、土石の流入する可能性があると思うんですが、もう少し上流で区切った方がよいのではないのでしょうか。

金田座長

事務局の方、ちょっとお願いします。

事務局（山田）

この鴨川環境保全区域について許可制で罰則付きの非常に厳しい規制とするに当たっては、その規制の目的を京都府として「鴨川の清流を守る」ということに置きました。それで、京都府は鴨川、高野川を管理している河川管理者ですので、そこに土砂等が流入して、それで鴨川、高野川の清流を汚すことに対しては厳しく対応すべきだということで許可制の厳しい規制を設けたところです。

それで、今お話のありましたように、もっと上流の方にもそのような可能性のあるところはあるのだろうという認識はあると思いますが、この鴨川条例で規制を設けるに当たっては、直接的に鴨川への土石等の流入の可能性のあるエリアについて規制を設けるということでございます。

鴨川条例は、基本的には、鴨川の起点から終点まで、それから高野川の起点から終点まで、これを相手にするところの条例だということでございます。

以上です。

金田座長

ありがとうございます。今の、よろしいですか。ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

中村メンバー

中村と申します。

バーベキュー禁止の件ですが、柘野堰堤のところですけど、あそこができたころには、周りには全く住宅がなかったので、多分そういった対応ができなかったと思うんです。現在、あそここの場所に立ったら、バーベキューを家族の方とかいろいろ若い人たちがやっているのですが、その人たちがバーベキューをするためにつくられたスペースというふうに私たちは思っていたんですね。それがいろんな事情で禁止になりました。そうすると、そのスペースをそのまま置いておかずに、芝生が張られて本当にバーベキューをするためのような、何かお弁当を広げるためのスペースなんですね。今回禁止にされるのだったらもとに戻されるとか。もともとは水陸移行帯的な環境だったんですから、そういうふうに戻されるとか、遊水地としての利用も考えられますので、今後検討していただきたいと思います。

金田座長

事務局の方で何かご返答はありますか。大変積極的なアイデアですので、個人的にはこれは考えるべきだろうと思いますけど。

事務局（山崎）

今回、まず規制を始めさせていただきたいと思っております。確かにバーベキューをするためのどのような施設もございますけれども、鴨川の河川敷の利用のあり方については、今後も府民会議で種々ご議論をいただきたいと思っています。

景観の問題も含めてでございますけれども、例えばですが、上流域、中流域、下流域と、やはり鴨川は違った姿を持っております。また整備水準も場所場所で随分違っておりますので、それを考慮した上で、どういう利用のあり方が一番いいのか、こういうことも議論をしていただければいいなと思っております。その中で答えが出てくれば、現在の施設を改良していく、改造していくということも、当然我々がやっていけないといけない課題になってくると考えております。今、規制に合わせてどうのこうのということではなくて、全体の利用の仕方、あるいは規制の効果、それらも検証しながら考えていきたいと思っております。

金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

堀メンバー

堀と申します。

バーベキュー等の禁止で、合流地点と柘野堰堤付近だけが今禁止されておる。もともとその辺が一番多かったのだと思います。逆に、そこを禁止することで、今禁止されていないところにバーベキューが移るのではないかなと。先ほど、自転車の放置が鴨川を禁止されたら道路に行く、前は道路が禁止されて鴨川に来たとか。こういう規制をする場合に、今がどうだから、その規制をかけた結果どうなるだろうという予想もして規制をしていかないと、イタチごっこというんですかね、その繰り返しになるのではないかなと。だから、バーベキューを禁止するなら、鴨川全域でやっぱり禁止をしないと、禁止されていないところに動くだけじゃないかなという気がするのですけれども。

その辺の、これから規制をかける場合に、やっぱり例外を設けないことが大事じゃないかなという気がします。

金田座長

はい、ありがとうございます。

今、考え方そのものについてもご意見をいただいているわけですが、ほかにもこの点につきましてご意見はございませんでしょうか。まあほかでもいいですが、いろいろとありますが、どうぞ。

中村メンバー

今のご意見に大賛成です。仕事上、柘野から五条までの間を毎月1回パトロールさせてもらっていますが、既に簡易ガスボンベで幾らもやっておられるところがあります。若い人たちとかいろんな人たちが集まって食事をしたりボンベを持ち込んでやっている。だから、それが多分増えるだけやろうな、と私も思っていました。

金田座長

ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。はい、どうぞ。

菅メンバー

菅と申します。

鴨川環境保全区域の指定ということで、これに関連しましてちょっと意見を述べさせていただきます。特にこの地域の周辺住民というのでしょうか、そういったことに対する規制、個人的な規制ということで、特に景観であるとか環境の保全ということが目的になっているかと思うんです。

例えば鴨川の、この規制地域以外の両岸を工事することがありますね、木を植えたり石積みをしたりとか。その工事の際に、例えば今、今出川橋の下流あたりに大規模な工事をやっていますけれども、石積み、非常に大きな整備工事をやっています。盛り土をして石積みをして芝生を張ると、非常に近代的な感じで、見た目にはきれいでいいのですけれども、それが余りにも近代的過ぎて、人工的過ぎるといっていいのでしょうか、何か本来の鴨川の姿を失っていくような気がするんですね。そういう箇所が結構鴨川にたくさんあります。

規制ということもあるんですけども、こういう実際に工事に入るときに、これは多分行政なり国がやることだと思ってしまうんですけども、やはり本来の鴨川の姿を失わないような設計というんでしょうか、デザインというんでしょうか、できるだけ自然を損なわないような、そういう形が望ましいと思うんです。

今の今出川の下流にある西側の岸ですけども、個人的には非常に人工的な、造られた岸、堤防というような感じがします。ちょっと残念な気がするんですけども、今もう始まっているものは仕方がないのですが、今後何かそういう岸の工事をされるときには、やはりデザインなりそういう形を、府民会議なりいろんな方の意見を加えながらやっていただけたらありがたいなと思っております。

金田座長

ありがとうございます。今、きっと河川敷の中の工事のことをおっしゃっておられますから、何かご発言がもし事務局からありましたら。

事務局（山田）

河川区域の中での工事については、実は鴨川条例の中で「良好な景観の形成」という条項を設けておりまして、河川管理者が行う河川区域内の工作物の設置などについては、鴨川の良好な景観の形成に配慮して行うという条項を設けております。もう1つは、河川区域内に工作物を許可を受けて設置する方についても、同様に景観に配慮していただくという旨を規定いたしております。つきましては、今ご指摘がありましたようなことについても、京都府としてもみずから主体的に景観に配慮しながら、これから工事を進めていくということになるかと思っております。

それで、具体的などという手法がいいのかとか、そういうことについては土木事務所で発注、施工方法等、決めてやっていくこととなりますので、こういった場でもご意見をいただいて、それを施策に具体的に反映させていくということになるかと思っております。

金田座長

ありがとうございます。

予定された時間が少なくなってきておりますけれども。今まで、この鴨川条例の施行に当りましての規制の内容の紹介をいただいたうちの、いろいろご意見もいただいているわけですが、特にバーベキューの禁止区域についての取り扱い、あるいは今後の方向についての疑問がかなり大きいと思うんです。とりあえず実施ですから、一遍やってみるという、とりあえずいろいろ考えてこういう形に一たんなっておりますから「やってみる」ということも重要だったろうと思います。しかし、これはきちっとプロセスをウォッチングして、その報告をもとにもうちょっと再検討するという必要かもしれないという、何かそういったようなご意見だろうかと思いますが。

はい、どうぞ。

大牟田メンバー

「河川敷等でのバーベキューはご遠慮ください」と、これ、こんなあいまいなことではよろしいのでしょうか。ちょうど私も北山大橋から出雲路橋の間をいつも散歩しますので、この間でとても楽しそうにやっていたらして、規制することはないと私は思うんです。そのときに「ご遠慮ください」と書いてあったら、これはやめなさいということなんでしょうか。

金田座長

どうぞ。

事務局（山田）

ここのチラシのところをごらんになっていただいていると思うのですが、網かけの部分では「中止命令に従わないときは罰金（5万円以下）が科せられます」と、それ以外の区域でも「ご遠慮ください」というふうに書き分けている、その事情なのですけれども、実は、まず河川利用のあり方としまして、河川区域は自由使用というのが原則としてございます。ですので、花火であれ、バーベキューであれ、河川敷では基本的に自由に楽しんでいただく公共空間だということをお前提に置きながら、しかしどうしても受忍限度を超えたようなものがある場合には、やむを得ず罰則つきで規制するという基本的な考え方に立っております。

そこで、規制区域以外のところにつきましては、今、自由使用が原則とはいえ、周りの人への迷惑を考えてマナーを守って利用をしていただきたいということで、こういう「ご遠慮ください」というような書き方にしております。鴨川条例の中でも「利用者の責務」という条項を設けました。それは「他の利用者の快適な利用及び近隣の住民の平穏な生活を阻害することがないよう」配慮して利用すべきだということをお総則の部分で書き込みました。これに基づいてこのように書いております。

ちなみに、この網かけの部分以外でも、京都府立都市公園条例という条例がございまして、その中で、たき火は禁止になっておりますし、公園利用者の迷惑になるようなことも、これは過料ということで、行政罰をもって禁止をされております。この鴨川条例の説明パンフレットとしては、このように罰則つきで厳しく規制をするエリアと、マナーに呼びかけてご遠慮いただきたいというふうに書き分けております。

金田座長

これはきっといろいろご懸念やご心配やご質問がいっぱいあるところだと思いますが、ほかに何かご意見はございますか。

はい、どうぞ。

菅メンバー

このバーベキューの件ですけれども、余り一遍に規制をかけると、何か鴨川に対する親しみが薄らいでいくというようなこともあるのではないかなという気もしますので、まあこういう形になるのもやむを得ないかなと思うんですけれども。

あと、規制域以外で使う場合、何か届け出制のようなものにしたらどうかなと思うんですね。実際、そこでやる人が何らかの責任を持つと。後片づけとか、人に迷惑をかけないとか。何らかのそういう責任を明確にするような形にすれば、余りむちゃなこともやらないのではないかと思いますし、一応これの様子を見るということからも、何か届出制というのも導入するようなこともどうかなと考えますけれども。

金田座長

ただいま、届出制ということも考えられるというご提案もいただいております。ほかには何かご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

杉江メンバー

今のバーベキューの規制問題ですけれども、規制外は、確かに今おっしゃったように公園法ですか、そこがあるということなので、最悪の状態というたらおかしいですが、鴨川条例としてはここまでしか表現しないけど、今のこの下の方にただし書き、公園法によればバーベキューなりそういった行為はできませんよというような二段階式に表示すれば、鴨川条例は規制区域はここまでやけど、ここから1メートル離れるからいいやないとか、やっぱり中には理屈で来られる人もいると思うんですよ。実質管理なさっている京都土木さんなんかは、その線引きがどうなるかという、やっぱり今シミュレーションすると、かなり苦しまれると思うので、そういった面から見たら、これ以外の規制区域以外については公園法でだめですよというような、二段構え

で表示されたらいかがですかね。

金田座長

ありがとうございます。いろいろといろんなアイデア、あるいはご意見いただいておりますので、そのあたりを踏まえて、特にバーベキューの問題につきましてはいろんなご意見が多いと思いますので、その点を配慮しつつ、4月からの施行を進めていただいて、いずれかの段階で、これはもうちょっとご意見をいただいた方がよろしいですね。今は実施前の段階ですので、どういう状況かというのはまだわからないのですが、少し、一夏過ぎたぐらいでもよろしいですけど、いずれかの段階でもう一度、これは座長が申し上げることじゃないかもしれませんが、ちょっと特権乱用かもしれませんけれども、この議題はいずれもう一度取り上げていただいて議論した方がいいかもしれませんね。もう少し個別の事情が出てくると思いますので。いかがでしょうか。もしこの規制につきまして、ぜひともこの機会にご意見をという方がございましたら承りたいと思います。

はい、どうぞ。

丸毛メンバー

ちょっと僕は皆さんとは違うのですが、基本的には、子供のころを思い出しても、川は皆のものであったし、自由に入ったし、その分だけ川が暮らしと一緒にあったのできちんと使ってきたというか、そういう感じがあって、余り規制するものはいかなものかなという感じがしているんです。ただ、それぐらいマナーとか常識とか、どうしようもないぐらいな状況なので、こういう規制というか禁止を設けざるを得ないという。本当はそうしなくてもいいんだよというようなことを念頭に置きながら規制のあり方みたいなものは考えるのが一番いいのかなと今は思っています。

金田座長

はい、どうぞ。

土屋メンバー

冒頭に座長が、都市公園機能とおっしゃいましたけど、確かにそのとおりで、府民、市民の憩いの場であろうと思うんです。これだけ立派な大きな公園はありますから、もちろん公園にもいろんな種類があって、バーベキューを許しているような公園もあると思いますし、そうでないところもあると思うのですけれども。これだけ大きなゾーンですから、やっぱりエリアを、ゾーンを決めて、このあたりはこういう目的で使うことができますよ、それでここはこういう目的で使ってくださいとか。あるいは四条とか三条とか、人の多く集まるあたりでは、そのスペースをイ

ベントやお祭りというようなものにもう少し簡単に使えるような仕組みも考えていくといいのではないかなと思います。

金田座長

はい、ありがとうございます。今、お二人は、とにかく河川に親しむということも大切にしないといけないというご意見をいただいているのですが、ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

堀メンバー

規制と、それを施行するというのは、ちょっとまた別だと思っんですけどね。今、僕が懸念するのは、常識とかコモンセンスというのが非常にあやふやになってきたというか、本来なら常識でそんなことはしないだろうということを、自分さえよければという風潮が多いような気がします。そういった意味で、規制は「したら悪いことだ」ということを明確にすることだと思っるので、規制はきちっと多く明確にした方がいいと思います。それをもって取り締まるかどうかというのは、また別の問題だと思いますけれども。何がよいことで何をしたらいけないかという、それはできるだけきちっと明確に条文なりでしてくることが、僕は今の時代、必要なことではないかと思っています。

金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。ちょっと短か目をお願いいたします。

杉江メンバー

済みません、簡単に済ませます。

今のこのバーベキューの問題、特に今日も賀茂川漁協の理事長も来ておられますけれども、毎年秋に一斉に千五、六百人で鴨川を掃除するわけなんです。上流部分に何が入っていると思いますか、皆さん方。生ビールのジュラルミンの樽、焼き台、一式全部川の中に入っておるんですよ。特に、柘野堰堤のアメニティの空地がありますが、あそこでバーベキュー、それこそ海水浴場に來ている感じですよ。そこで汚れ切った焼き台とかお皿とかいうのを、鴨川でどんどん洗っているんです。洗剤使って。それを、恐らくこの何人かは見ておられると思いますが、現実、鴨川の清掃をしておって、特に上流部分なんかは漁業組合なんかは川の中に入ってやってくれています。それだけマナーが低下してきたので、このままの状態だったらまた昔に戻ると私は心配しております。

金田座長

ありがとうございます。特に最後にもご指摘いただきましたが、とにかくこの問題はいろいろ

ときちっときめ細かく考える必要があると思いますので、もう一度議論するチャンスをつくっていただくことをお願いいたしまして、時間が迫っておりますので、この件はもういっぱいいろんな意見が残るのですが、とりあえずはこの件に関しましてはこれで意見交換は終了させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

## エ その他

金田座長

それでは、最後にその他と書いてあるのですが、事務局の方で何か準備しておられますか。

事務局（山崎）

どうもありがとうございました。

2つございます。今、座長の方からもございましたけれども、規制の問題については、引き続き府民会議で議論をしていただきたいと思いますと考えております。今回規制をするについては、自由使用の考え方もございますので、実は事務局としては非常に悩みながらこういう規制をさせていただきました。今は全面禁止をしておりませんということです。バーベキューについては区域を限定、花火については種類を限定。今後、規制を強化していく際に、きょうもご意見いただきましたが、全面禁止ということも当然あり得るだろうと考えております。その際には、鴨川でバーベキューはふさわしくない、鴨川で花火はやるべきではない、こういうことになってまいりますので、ぜひ利用のあり方の全体の中でご議論をお願いをしたいと考えております。

それから、最後に事務局から重ねてのお願いでございますけれども、議題の提案をお願いしております。これはぜひ、堅苦しく考えずに書いていただきたいと思いますと考えております。今後の議論の際に、専門的技術的に十分考慮した上で、そういう準備をしながらやらないといけない議題もあるかどうかとは考えておりますが、そういうものがあれば、私どもの方で十分に検討を加えた上で、場合によっては専門家会議を立ち上げて、そこで煮詰めて、それからこの場で会議をしたいと考えております。どうぞ、議題の提案についてはこだわらずに、自分はそもそもこういうふうなことを議論したいということで書いていただければ結構だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局（山田）

それともう1点ご連絡をさせていただきます。本年4月から、先ほどありました規制が開始されることに伴いまして、河川愛護団体さんとか、地元の住民の方々が一緒になって鴨川条例を推進する気運を高めたいということで、3月20日春分の日、午後1時半から3時頃までの予定で、

啓発パレードを企画いたしております。大体300名規模で鴨川の三条大橋をスタートしまして、河原町通を通り、京都市さんにもお世話になりまして、京都市役所前の広場で解散という予定をいたしております。現在のところ、河川愛護団体さんとか地元の住民の方々の方に参加の呼びかけをさせていただいておりますけれども、また詳細等決まりましたら、新聞発表等でも皆様にお知らせいたしたいと思っております。その節は、もし可能でございましたら、本日お越しのメンバーの方々も当日注目して、ご参加等いただけたら幸いです。以上です。

金田座長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日の会議次第に4時半までと書いてありますが、もう既にその定刻は過ぎております。ご意見を十分にいただけなかったものもあると思っております。司会の不手際だと思っておりますが、今後どうぞ会の運営にご協力いただきまして、いろいろな忌憚ないご意見を出していただき、十分な意見交換をし、そしてそれをできるだけ施策に反映させていただくという基本線をできれば維持したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。それから、第3回目以降の議題につきましても、どうぞご提案を積極的にどうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局の方に司会をお戻しいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局（森）

どうもありがとうございました。次回の日程は、事務局で調整の上、改めてご連絡させていただきたいと思っております。また、議題につきましてもあらかじめ皆様にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、閉会に当りまして、京都府土木建築部の森田部長よりごあいさつを申し上げます。

森田土木建築部長

本日は大変活発にご意見の交換をいただきまして、ありがとうございました。最後のパーベキューの話については、やはり京都のような町中でお互いに気持ちよく暮らすには、多分場所柄をわきまえた行動というのは各市民がずっととってこられたのだと思うんです。そういう積み重ねが今の鴨川を生んでいるといっても、ある意味で正しいというふうにも思います。そういう事柄も含めて、この府民会議で幅広くこれからもご指導いただき、何とか条例が目的とするような、いい鴨川を将来にわたって残すという方向でともに考え、一緒に行動していきたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

きょうは本当に活発にご審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局（森）

どうもありがとうございました。

議事の方はこれで終了させていただきたいと思いますが、本日第1回目の会議でもございますので、記念撮影を玄関ホールの方で執り行わせていただきたいと思います。準備ができますまでの間、しばしこの会場でご休憩いただければと思います。初めての会議でもございますので、この機会に皆様、ご歓談いただければ幸いです。撮影の準備が整い次第、事務局からご案内いたしますので、しばしお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。